

国際私法判例研究

羽賀, 由利子
九州大学大学院法学府 : 修士課程 : 国際関係法学

<https://doi.org/10.15017/14719>

出版情報 : 九大法学. 96, pp.85-101, 2008-02-28. Kyudai Hogakka i
バージョン :
権利関係 :

判例研究

国際私法判例研究

「著作権の移転及びその對抗要件につき保護国法を準拠法とした事例」

「外国法の解釈にあたり外国判決の存在を考慮した事例」

東京高裁平成一五年五月二八日第一三民事部
 (著作権侵害差止等請求控訴事件、平成一二年(ネ)第四七
 二〇号および第四七五九号、判例時報一八三二一—二三五頁)
 (第一審：東京地裁平成十二年八月二九日、平成一一年(ワ)
 第一四六五八号および第三二二七号、判例集等未登載)

羽賀 由利子

【事件の概要】

オランダ法人X(原告・被控訴人)は一九八六年六月の設立準備中、スペイン人画家A(サルバドール・ダリ)との間で、ダリの創作した作品の著作権にかかる契約(以下、本件契約)を締結し、同年九月、法人として成立したものである。Yら(被告・控訴人)は、スペイン法人ガラ・サルバドール・ダリ財団(Y₁)、日本の地方自治体及び百貨店(Y₂)であり、一九九九年、日本において「ダリの世界」などと題する展覧会を開催し、その会場においてダリの著作にかかる絵画(以下、本件著作物)を掲載した。Y₁による編集・発行の書籍(以下、本件書籍)を販売した。Xはこのことを知らなかった。

なお、ダリは一九八九年一月に死亡しており、その遺言によりスペイン国が全財産の包括承継人として指定されている。スペイン国文化省は、一九九五年、Y₁との間で、全世界のダリの作品にかかる著作権の管理権及び利用権をY₁に譲渡した。Xは、本件著作物にかかる著作権(以下、本件著作権)は、本件契約によってダリからXに譲渡されたものとして、本件

著作権に基づき、 Y_1 に対し、(1)本件著作物の複製及び本件書籍の頒布の各差止めならびに本件書籍の廃棄、(2)複製・頒布行為による損害の賠償、(3)虚偽の著作権者表示による損害の賠償、 Y_2 に対し、(4)複製頒布行為の差止め及び本件書籍の廃棄、(5)複製・頒布行為による損害の賠償を請求した。

これに対し、 Y らは、本件契約の準拠法たるスペイン法によると、本件契約は著作権の信託譲渡契約にすぎないこと、すなわち、外部的には譲渡契約に見ても内部的には委任契約に過ぎない契約であるから、受任者たる X は、委任者の包括承継人たるスペイン国から本件著作権の譲渡を受けた Y_1 、 Y_1 から許諾を受けた Y_2 らに対し、本件著作権に基づく請求はできないこと、スペイン民法一七三三条によると委任契約は委任者の死亡により終了するのであるから、本件契約はダリの死亡によって終了したものであることを主張した。

一審判決(東京地裁判決平成二二年八月二九日)は、「ペル又条約三条一項a及び我が国の著作権法六条三号により、本件著作物は我が国の著作権法による保護を受ける」という前提のもと、「本件契約は、信託契約ではなく、ダリの作品に関する著作権を X に対して時間的に一部譲渡する契約であると解するのが相当である」と判示し、 X が著作権者である

とした上で、上記(1)の請求を認容、(2)及び(5)の請求を一部認容した。これに対し、 Y らは敗訴部分の取消を求め、控訴したのが本件である。

【判旨】原判決一部取消し(上告不受理決定により確定)。

1. 本件契約の準拠法

「本件契約第一〇条(準拠法及び仲裁) 一項の合意によりスペイン法とされているため、スペイン法の下における本件契約の法的性質について判断する」。

(1) 本件契約の性質

「スペイン法の下では、財産の管理のため、管理者との内部関係を委任としつつ、外部の第三者に対しては権利を管理者に譲渡する法形式を採用し、管理者が対外関係において権利の譲受人と行動することが許され、このような法形式が、スペイン法における『信託譲渡』であると解される」。

(2) 本件契約における X とダリの内部関係

「本件契約は、スペイン法上の信託譲渡契約であつて、ダリと X 間の内部関係がスペイン法における委任により

規律されると解される」。「本人の死亡は、スペイン民法一七三二条、一七三三条に基づき委任の終了事由である。ダリ作品に係る権利を信託譲渡する本件契約は、その基本的法律関係であるダリとX間の内部関係が委任によって規律されるから、ダリの死亡した一九八九年一月二三日に、本件契約は終了したと言ふべきである」。

(3) スペイン判決の存在(マドリッド第一審裁判所少額事件206/2000、二〇〇二年(平成一四年)三月二六日判決)

「スペイン判決に係る事件は、原告(反诉被告)をX、被告(反訴原告)をスペイン国、被告を本件の控訴人ダリ財団とする訴訟であつて、Xの本訴請求は、本件契約及び追加契約が委任契約ではなく譲渡契約であることなどの宣言を求めるもの、スペイン国の反訴請求は、本件契約がスペイン国文化省の一九九四年(平成六年)九月一三日付け書面による通知(乙一)をもつて正式に終了したことの宣言を求めるものであるが、スペイン判決は、本件契約の法的性質に関して、要旨、以下のとおり判断を示し、本訴請求を棄却し、反訴請求を認容した」。

「ダリ作品の著作権は、いかなる時もXへ移転してお

らず、単に、Xに対する著作権の管理に関する義務が課せられたということができ、これは、民法一七〇九条が規定する委任の定義のとおりである」。

「本人の死亡は、民法一七三二、三三条に基づき委任の終了事由である。ダリの死亡した一九八九年(平成元年)一月二三日に、本件契約は終了したと考えるべきであるが、Xがダリの死亡後もスペイン国の同意により委任に基づく権利の行使を継続したため、スペイン国文化省の一九九四年(平成六年)九月一三日付け書面による通知をもつて、黙示の委任が取り消され、本件契約は正式に終了した」。

2. 本件契約をXの主張の通りの趣旨に解した場合の本件著作権の帰趨

(1) 準拋法

「譲渡の原因関係である契約等の債権行為と、目的である著作権の物権類似の支配関係の変動とを区別し、それぞれ法律関係について別個に準拋法を定めるべきである」。

(ア) 著作権の譲渡契約についての準拠法

「著作権の譲渡の原因である債権行為に適用されるべき準拠法については、法例七条一項により、当事者の意思に従って定められるべきものであり、本件契約は「スペイン法」である。

(イ) 著作権の移転についての準拠法

「本件著作物の物権類似の支配関係の変動について適用されるべき準拠法は、スペイン法ではなく、我が国の法令であると解される」。

「著作権は、その権利の内容及び効力がこれを保護する国（以下「保護国」）の法令によって定められ、また、著作物の利用について第三者に対する排他的効力を有するから、物権の得喪について所在地法が適用されるのと同様の理由により、著作権という物権類似の支配関係の変動については、保護国の法令が準拠法となるものと解するのが相当である（東京高裁判平成一三年五月三〇日判決参照）」。

(ウ) ベル又条約との関連

日本及びスペイン両国は、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベル又条約パリ改正条約の同盟国である

から、同条約三条（一）(a)及び我が国著作権法六条三号により、スペイン国民であつたダリの本件著作物に係る本件著作権は、我が国においても保護される。我が国において保護される本件著作物の物権類似の支配関係の変動については、保護国である我が国の法令が準拠法となることは上記のとおりであるところ、我が国の法令は、著作権の移転の効力が原因となる譲渡契約の締結により直ちに生ずるとしているから、ダリとXが本件契約を締結したことにより、第三者に対する対外的関係において、ダリ作品に係る本件著作権は、ダリからXに移転したものとすべきである」。

(2) 本件著作権移転の対抗要件

「保護国である我が国の法令が準拠法となるから、著作権法七十七条一号、七八条一項によりXは、本件著作権の取得について対抗要件である著作権の移転登録を了しない限り、Yらに対し、本件著作権に基づく請求をすることはできないところ、Xは、この登録を了していないので、Yらに対し、本件著作権を対抗し、これに基づく請求をすることはできない」。

【評釈】

一 本判決の意義

本判決は、著作権の譲渡および移転の準拠法について、「著作権という物権類似の支配関係の変動については保護国法が準拠法となる」と判示した東京高裁判平成一三年五月三〇日判決（以下「平成一三年東京高裁判決」とする）の流れを引き継いでおり、著作権の準拠法について保護国法を採用することを確認した点で注目されよう。

二 論点

本判決の主たる論点は、本件契約の法的性質をどのように決定するか、仮にXが著作権者であった場合にXは本件著作権をタリ財団およびYらに対抗できるか、の二点である。本判決はXの著作権者としての地位を否定しているから、後者は「Xが著作権者である場合」との仮定に基づいた議論であり、本判決においては傍論に過ぎない。しかし、傍論ながら著作権移転の準拠法について詳しく検討されており、この部分に国際私法上の論点が多く含まれる。

本稿では、本判決の傍論部分において述べられた、著作権移転の準拠法と保護国法主義を中心に検討したい。また、スペイン法の解釈に関連して本判決で取り上げられたスペイン判決について、外国判決承認のアプローチから検討する。

1 本件契約の性質の決定

本件契約は、本件契約一〇条一項において、スペイン法に準拠することが合意されている（判旨1）。判旨においては、スペイン法の解釈として、本件契約は信託譲渡契約であるとされた（判旨1¹⁾。

本判決では、契約準拠法の問題の検討に続いて、本件契約の性質がいかなるものであるかが検討された。これはスペイン法の解釈の問題である。この点につき、本件では、複数の鑑定書や本件に関連してスペインにおいて下された判決を総合して本件契約の性質についての判断がなされた。準拠法として指定された外国法の内容の調査については裁判所が職権に基づいて調査するべきであるというのが通説であるところ²⁾、本件では外国法の内容に関する認識資料として外国でなされた判決の存在までもが考慮に入れられている。

本件契約について、第一審判決がその性質を譲渡契約であ

ると判断したのに対し、本判決は信託譲渡契約であると判断した。このように外国法の解釈についての判断に変更が加えられた一因としてスペイン判決の存在が考えられ、外国法の解釈にあたって外国でなされた判決が参考にされたということは注目に値しよう。³⁾ これは、本稿後半で検討する外国判決承認アプローチの可能性とも関連するものと考ええる。

2 著作権譲渡に関する準拠法

さて、本判決において、本件契約の性質は信託譲渡契約であると判断された。その準拠法たるスペイン法によれば委任者の死亡は契約終了事由であり、そうである以上、Xは自らを著作権者と主張することはできない。

しかし、本判決では傍論として、仮にXの主張の通り本件契約が著作権譲渡契約であった場合を考慮し、著作権の對抗要件について検討している。この部分は本判決においては傍論ではあるが、国際私法上の論点を含んでいるため、以下考察を加えていく。

本判決においては、契約という債権行為と著作権移転という物権行為を区別して、別個に準拠法が指定されている。これはわが国における通説⁴⁾に沿うものであり、近時平成一三年

東京高裁判決でも採用された考え方である。⁵⁾

これに対して、債権行為と物権行為を区別せず、ひとつの準拠法で一括して規律するという見解が学説において主張されているが、本判決の物権行為と債権行為とを区別する見解はおおむね先行評釈の支持を得ているようである。⁷⁾

ここでは、本判決が前提としている債権行為と物権行為を区別して準拠法を定めるという見解に従って検討を進める。

(1) 譲渡原因たる債権行為の準拠法

著作権譲渡契約の準拠法については、法の適用に関する通則法七条（本判決の時点では旧法例七条、以下同じ）に基づいて当事者自治を認める見解が多数説であり、判例・学説上争いはない。本判決も判旨2(1)においてその見解を採用している。譲渡契約の準拠法につき当事者自治を認めることについて特に問題はない。

本件契約においては、すでに述べた通り、スペイン法に服する旨の合意が明記されており、判旨のように、本件著作権譲渡契約の準拠法をスペイン法とする点は問題ないと思われる。

(2) 著作権移転の準拠法

本件では、著作権の物権類似の支配関係の変動については、保護国法たる日本法が準拠法となる、と判示されている。これは平成一三年東京高裁判決の立場を踏襲したものである。

ここでは、まず、著作権の準拠法として挙げられる可能性のある法のうち、特に多く論じられる保護国法と本源国法について概観する。続いて、本判決も採用している保護国法につき、その法的根拠についての説を見た後、いま一度、保護国法とはいかなる法であるかという点を検討したい。

保護国法と本源国法

著作権の準拠法については、本源国法を準拠法とする見解と保護国法を準拠法とする見解の、大きくふたつに分かれている。

保護国法とは文字通り、「保護の要求される国」の法である。すでに述べたように、本判決もこのアプローチを採用している。なお、この「保護が要求される国」がどの国を指すかについては議論が分かれているところであるが、この点には後に検討する。

保護国法に連結する利点としてまず挙げられるのは、著作物の利用者に有利であるという点である。すなわち、保護国

法に連結するということは、著作物の利用にあたって利用者はその著作物の本源国がいずれであるかを考慮する必要がないことを意味する。例えば、複数の著作物を利用する際にそれぞれの著作物につき本源国法を参照しなくてはならないとすると、それは利用者にとって負担が大き過ぎる。また、各国の実務としては保護国法の適用が主流であることから、著作権制度の国際的な調和という利点も指摘できよう。

これに対し本源国法は、一般に、その著作物が最初に発行された国、未発行であれば著作者の本国法である⁽¹⁰⁾とされる。本源国法への連結は、保護国法とは逆に、著作者（または著作権者）に対して有利である。本源国法に連結することで、著作者・著作権者は自身の著作物について、利用される場合などの要素にかかわらず、複数の国の法の適用を回避し、同一の法に基づいて管理することができるからである⁽¹¹⁾。

現在、ベルヌ条約五条二項⁽¹²⁾が存在するため、条約の枠内では保護国法が優位に位置するとされる。この条項の存在によつて本源国への連結が完全に否定されたものではないが、国際的な判例・学説の傾向においては保護国法が優勢である。

保護国法の法的根拠

次に、この保護国法の法的根拠が問題となる。上で述べた

ように、著作権の準拠法としては保護国法を主張する見解が多数説であるが、その根拠については学説の一致を見ない。

第一に「保護の範囲および著作権者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる」とするベル又条約五条二項三文にその根拠を求める立場¹⁴⁾、第二に平成一三年東京高裁判決や本判決のように、法例一〇条の物権準拠法から導き出す立場が挙げられる¹⁵⁾。そして第三に、「一國で認められた知的財産の効力はその国の統治権の及ぶ領域内に限られ、その成立、変動及び効力などは、条約の定める範囲外においては、すべてその権利を認める国の法律による」とする属地主義の原則を根拠とする立場がある¹⁷⁾。

ここで、ベル又条約五条二項が抵触規則であるかどうかという点について、いまだ学説の一致は見られていない¹⁸⁾。確かにベル又条約五条二項において「保護国法」への言及はあるが、この条項が抵触規則である、という見解について、いまのところ説得的な理由は提示されていないように思われる。

さて、本判決は保護国法への連結にあたり、物権の準拠法たる法例一〇条を根拠とした。これは平成一三年東京高裁判

決を踏襲したものであり、著作権の排他性に着目し、物に対して同様に排他的である物権の準拠法を類推適用したものである。この点、本判決の判旨は以下のように述べている。すなわち、「一般に、物権の内容、効力、得喪の要件等は、目的物の所在地の法令を準拠法とすべきであること、法例一〇条は、その趣旨に基づくものであるが、その理由は、物権が物の直接的利用に関する権利であり、第三者に対する排他的効力を有することから、そのような権利関係については、目的物の所在地の法令を適用することが最も自然であり、権利の目的の達成及び第三者の利益保護という要請に最も適合することにあると解される。著作権は、その権利の内容及び効力がこれを保護する国（以下「保護国」という。）の法令によつて定められ、また、著作物の利用について第三者に対する排他的効力を有するから、物権の得喪について所在地法が適用されるのと同様の理由により、著作権という物権類似的支配関係の変動については、保護国の法令が準拠法となるものと解するのが相当である」。

法例一〇条はそもそも有体物を想定した規定である。確かに有体物について所在地を觀念することはさほど困難なことではなからう。しかしながら、有体物であっても所在地主義

に修正を加えられている動産も存在するし、無体物の所在地を決定することはそもそも困難が伴うものである。したがって、排他性という点が共通するという理由だけで、「所在地」を連結点とする法例一〇条を著作権に適用することは妥当であるとは思えない。

思うに、著作権についての規定は、各国の文化政策が反映されているものである。だからこそ各国ごとに権利の内容や効力が異なるのである。これは確かに著作権の「属地性」を説明するものであるように思われるが、しかしながら、この属地性を直接の理由として無体物たる著作権について、その物理的な属地性を観念することには困難が伴うように思われる。法例一〇条は物の所在地を連結点とする規定であり、その意味では属地的な意味合いを持つものである。しかし、本判決のように著作権にこの条項を適用することで、「無体物の物理的な所在地の決定」という混乱を招きかねない。ただし、後に述べるように、属地主義の見解に立ちつつ、その権利性を意識する時を問題とする著作権の利用行為・侵害行為の時と考え、この地に位置決定することは可能であろう。すでに述べたように、著作権は登録を必要としない知的財産権であり、その存否や範囲は各国の法制度によって異なる

ものである。同一の著作物につき各国で著作権が並立するという著作権の性質や近年の国境を越えた著作物の利用の増加、各国の著作権法制的調和を考慮すると、その権利を定める保護国法に送致するのが妥当であるように思われる。

したがって、著作権の支配関係変動の準拠法として保護国法を採用した本判決は妥当であろう。しかしながら、保護国法への連結の根拠として法例一〇条を挙げた本判決の理由付けには賛成できない。

保護国法とは何か

著作権に関して保護国法を適用するとして、ここで再び保護国法とは何かという問題に立ち戻る。保護国法概念の提唱者ウルマーによると、保護国法とは「その領域内で保護が要求される国の法」であり、これは日本においても通説である⁽²¹⁾。しかし、これについて、「権利の保護はこの国の法律ですべきか？」という問いに対し、「保護すべき国の法で保護すべきである」と答えているにすぎず、まったくの「トロジー」であるとの批判がある⁽²²⁾。また、具体的には「無体財産権の利用行為または侵害行為の行なわれる国の法」という修正⁽²³⁾を受けても、保護国法概念が依然として広範にわたり、恣意的に利用される危険性があるとの指摘もある⁽²⁴⁾。

このように保護国法に送致するにあたっては、具体的にいずれの国の法を準拠法とするかについての問題がさらに生じることになる。この点、「問題となつてゐる著作権の利用行為・侵害行為が行われている国」の法と解する見解が多数である。⁽²⁵⁾ すなわち、著作権は「国」に存在し、保護されるものであるから、複数国において著作権が侵害された場合には、複数の異なる保護国法が適用されると解する見解である。

観念的な存在である無体財産権の所在地は一般的には決定できないものであり、侵害の事実を受けたときにその権利性が強く意識されるものと考ええる。著作権はあるひとつの著作物について、理論的にはあらゆる国で並立的に成立し得る。

しかし、それぞれの国における著作権の内容などはその国の法に従つて決定されるため、それぞれ異なる。したがつて、その著作物が複数の国において侵害された場合に適用されるべき法はそれぞれの国の法であるべきであろうから、保護国法を問題となる著作権の利用・侵害行為地の法とする見解に賛成である。

これを踏まえて本件に戻ると、(X)が権利者であつたか否かはさておき、Xの主張する著作権の利用・侵害行為は日本国内で行われたものである。よつて、本件における保護国法

は日本法であると考えることができる。本判決のこの点の結論には異論ない。

ところで本判決は、判旨2(ウ)においてベル又条約三条一項(a)およびわが国の著作権法六条三号を挙げ、ベル又条約同盟国であるスペインの国民たるダリの著作権が日本においても保護されるとしている。確かにこれらの規定に拠ればわが国は保護国となるであろうが、同様に他のベル又条約加盟国も保護国となるという指摘は回避できない。⁽²⁷⁾ この点については、ベル又条約とわが国の法令との関連が明確ではなく、先行評釈においても指摘されているとおりである。ベル又条約加盟国の中でなぜ特にわが国が本件において保護国となるかについての説明がさらになされるべきであつたと言えよう。

最後に、著作権の対抗要件について若干ふれる。本判決は対抗要件につき、同様に保護国法たる日本法が適用されるとする。ある国における著作権の内容・効力がその国の法に従つて決定されるということはずで述べた通りである。ここで、ある国における著作権の第三者効が問題となるのは、その国における利用が問題となるときであろう。であれば、この問題も著作権それ自体と同様に保護国の法によつて規律されてよいものと考ええる。

本件で問題となっているのは日本における著作権である。従って、わが国の著作権法が第三者對抗要件として登録を要求している以上、それを満たす必要がある。この点、判旨に異論はない。

3 外国判決承認アプローチの可能性

ところで、本件が日本の裁判所に係属する以前に、スペインの裁判所において本件契約に関する判断(以下「スペイン判決」という。)がなされている(マドリッド第一審裁判所少額事件206/2000、二〇〇二(平成一四)年三月二六日判決)。

このスペイン判決、本判決および我が国における第一審を時系列に沿って整理すると、まず、マドリッド第一審裁判所にXが提訴したのが二〇〇〇(平成一二)年四月五日である。同年八月二九日、東京地方裁判所において、第一審判決が下された。続いて本件が東京高等裁判所に係属している。

二〇〇二(平成一四)年三月二六日、マドリッド第一審裁判所にてスペイン判決が下された。約半年後の同年九月二五日、日本において、本件にかかる口頭弁論が終結した。

翌二〇〇三(平成一五)年、敗訴したXはスペイン憲法裁

判所に上訴した。日本では、同年五月二八日、東京高裁が本判決を下している。この先後関係は不明である。

さらに翌二〇〇四(平成一六)年一月三日、スペイン憲法裁判所がXの訴えを認めない旨の判決を下し、²⁹⁾ここにおいて本スペイン判決は確定したものである。

確定したのが二〇〇四(平成一六)年であるということは、本判決の口頭弁論終結が平成一四年であることを考えると、時系列として承認アプローチを用いることは不可能である。しかしながら、外国判決が我が国の判決に及ぼす影響を及ぼし得るか興味深い点であるので、仮に本判決前に確定したものとして、検討を続けてみる。

スペイン判決の内容

さて、この判決は、原告(反訴被告)をX、被告(反訴原告)をスペイン国および本件控訴人ダリ財団とする訴訟である。Xは本訴として、本件契約及び追加契約は委任契約ではなく譲渡契約であることなどの宣言を求めた。反訴請求として、被告スペイン国は、本件契約がスペイン国文化省の一九九四(平成六)年九月一三日付書面による通知をもって正式に終了した、との宣言を求めた。

スペイン判決は、本件契約の法的性質に関して、以下のと

おりの判断を示している。すなわち、「本件契約の目的は、ダリ作品等の財産的権利の管理権（傍点は引用者による）の譲渡であると推測され、ダリ作品に係る著作権はいかなる時もXに移転していない」。

さらにスペイン判決は、以下のように判断している。すなわち、Xが有していたのは単に著作権の管理に関する権利であり、これは、民法一七〇九条が規定する委任の定義のとおりである。ここで、本人の死亡は、民法一七三二、三条に基づく委任の終了事由である。したがって、ダリの死亡した一九八九（平成元）年一月二三日に、本件契約は終了したと考えるべきである。ダリの死亡後もXはスペイン国の同意により委任に基づく権利行使を継続していた。しかし、スペイン国文化省の一九九四（平成六）年の書面による通知をもって黙示の委任が取り消されたため、この時点で本件契約は正式に終了したと考えられる。

以上から、Xによる本訴請求は棄却、スペイン国による反訴請求が認容されている。

本判決は「スペイン判決…の判断は、…本件契約における被控訴人に対する権利の譲渡は、ダリ作品に係る権利を管理会社に管理させることだけを意図したものであり、…本

件契約の目的がダリ作品等の財産的権利の管理権を被控訴人に譲渡することであると推認しており、当裁判所の上記判断に沿うものである」と触れるのみである。

しかし、内外判決の先後関係は偶然に決まるものであるから、仮にこのスペイン判決が先に確定すると仮定して、同判決を外国判決の承認の枠組みにおいて検討し、かつ、このスペイン判決が承認された場合には本判決にいかなる影響を与えるものであるかを見ていきたい。

承認対象となる可能性

第一に、この判決がそもそも承認の対象となるかが問題となる。

外国判決としてわが国で承認対象となるのは、外国の確定した、私人間の法律関係に関する判決に限られるとされる。

すでに述べたように、このスペイン判決の確定は本判決の後である。しかしここでは、本スペイン判決が本判決に先んじて確定したものとす。さて、このスペイン判決の当事者は法人たるXとスペイン国であり、本訴・反訴ともに、訴訟の対象は本件契約の性質についての宣言である。この当事者間におけるこのような内容の訴訟が民事上の争いであるかについて考慮せねばならない。

このスペイン判決は、内容として、本件契約は委任契約であるとし、また、ダリの死およびスペイン文化省の通知をもって終了したと判断したものであり、一方当事者が国であることを理由として民事的な性質を否定されるものではなからう。

また、このスペイン判決は、本件契約の法的性質についての、日本における確認判決と同様の効果があるものであると考えられる。外国裁判所による確認判決が承認の対象になりうるかどうかについては、東京高裁平成五年一月一日判決において、以下のように判断されている。すなわち、「実体私法上の争訟すなわち一方が他方に対する権利主張について、相対立する当事者双方に審理に出頭する機会が保障されている手続きにより裁判所が終局的にした裁判であれば足り、その形式や名称は問わないものと解する」のが妥当であろうから、このスペイン判決も承認の対象となると考えられる。

民事訴訟法一一八条所定の要件充足の有無

次に、民事訴訟法一一八条各号に定められる承認要件を充足するか否かが検討されねばならない。まず、スペイン国における本件契約の性質の決定につき、スペインに国際裁判管轄が存在する点については疑問の余地はない(第一項)。また、手続的保障についても特に問題は見られない(第二項)。

さらに、本件契約の性質が譲渡であるか委任であるかという問題がわが国の公序に反するとは考えがたく、また、手続的公序違背も認められない(第三項)。最後に、スペインと日本の間には、外国判決の承認に関して相互の保証が存在すると考えられよう(第四項³⁶⁾。

本件への影響

最後に、このスペイン判決がわが国で承認されていた場合、本件に対してどのような影響をもたらすかについて検討する。スペイン判決の確定は、現実には二〇〇四(平成一六)年であるが、仮にその確定が本判決の口頭弁論終結(平成一四年)に先んじていたとすると、以下のようになる。

このスペイン判決を整理すると、第一に、本件契約は譲渡契約ではなく信託譲渡契約に過ぎない。さらに、一九八六(昭和六一)年にダリとの間になされた本件契約に基づくXの管理権は、一九八九(平成元)年のダリの死亡に際して消滅したことになる。しかしながらスペイン国は、一九九四(平成六)年の書面による通知までは、Xに対しては委任者たるダリの包括承継人として、受任者Xに対して管理を默示的に委任していた。従って、一九八六年から一九九四年までの間は、Xは委任に基づいてダリの作品について管理権を行

使用することが可能であった。

ひるがえって、 Y_2 らが展覧会を企画・開催したのは一九九〇(平成一一)年である。そもそも X は著作権者ではなく、かつ、この時点では受任者としての地位もすでに終了している。

従って、ダリの包括承継人たるスペイン国から著作権に関する管理権・利用権を譲渡された Y_1 が Y_2 らに作品の使用を許諾したことに付き、 X が何らかの権利を主張することは不可能ということになる。

とすれば、本件における X の主張には何ら根拠がなかったことになる(結論としては本判決とさして相違はない)。

注

- (1) 本件契約の締結の経緯、本件契約及び追加契約の契約条項、本件契約の法的性質に関する鑑定意見書、この点を判示したマドリッド第一審裁判所の判決が検討された。松岡博「サルバドール・ダリ事件控訴審判決」私法判例リマックス二九号(二〇〇四)、一三八頁。
- (2) 川又良也「外国法の内容の証明」国際私法の争点七一頁。
- (3) 松岡、前掲注(1)、一三八、一三九頁。
- (4) 山田録一「国際私法(新版)」(有斐閣、二〇〇三)、三八六、三八七頁。
- (5) なお、「著作権譲渡の場合、そこに必ず譲渡契約があるはずであるから、一般の契約の場合の準拠法と同じく、当事者の自治決定に委ねてよい」とし、契約準拠法によって一括に処理する見解もあるが(山本桂一「著作権譲渡」涉外判例百選(増補版)(一九七六、二〇九頁)、一般的ではない)。
- (6) 産業財産権につき木棚照一「国際工業所有権法の研究」(日本評論社、一九八九)、一六六頁。
- (7) 佐藤やよひ「サルバドール・ダリ事件」コピライト五―四号(二〇〇四)、二九頁。また、一括処理説に従った場合、本件では不都合が生じる可能性が指摘されている。松岡、前掲注(1)、一三九頁。
- (8) 例えば、「契約の側面は法例七条により画一的に決定される」とする紋谷暢男「知的財産権の国際的保護」国際私法の争点(新版)(一九九六)二七頁、「著作権譲渡契約も当事者間でのみ効力を有する債権的な合意であった、他の契約と別異に扱うべき理由が存しない」(高杉直「著作権の譲渡契約及び著作権移転の準拠法」平成一五年度重要判例解説(ジュリスト二二六九号、二〇〇四)二八七頁)など。
- (9) 駒田泰士「著作権と国際私法」著作権研究二(二)一九九五、一―七頁。
- (10) 駒田泰士「著作権の譲渡」国際私法判例百選(別冊ジュ

リスト一七二号、二〇〇四、九七頁。

(11) 駒田、前掲注(9)、一一七頁。

(12) ベル又条約第五条「保護の原則」

(1) 著作者は、この条約によつて保護される著作物に關し、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。

(2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行を要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらない。したがつて、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

(3) (4) … (略)

(13) 駒田、前掲注(9)、一一六、一一七頁。

(14) 「保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる」といふ部分は、英語の正文では「shall be governed exclusively by the laws of the country where protection is claimed.」とつゝ表現になつてゐる。

(15) 松岡、前掲注(1)、一三九頁。

(16) 松岡、前掲注(1)、一三八頁。

(17) 紋谷、前掲注(8)、一五五頁。

(18) 賛成意見として、道垣内正人「著作権をめぐる準拠法及び国際裁判管轄」『コリアイト四〇号』(二〇〇〇)、一

五頁。懐疑的な意見としては、駒田泰士「著作権をめぐる国際裁判管轄及び準拠法について」『国際私法年報六号』(二〇〇四)、七一七五頁。

(19) 山田、前掲注(4)、三〇八、三二〇頁。

(20) EC加盟国の国際私法に関する条約中の無体財産権に関する規定のための草案(ウルマー草案) 仮訳第一章A条(1)。木棚、前掲注(6)、一三六頁。

(21) 江口順一・茶園成樹「国際取引と知的財産」松岡博(編)『現代国際取引法講義』(法律文化社、一九九六)、一八九頁。

(22) 佐藤、前掲注(7)、三〇頁。

(23) 木棚、前掲注(6)、一八四頁。

(24) この概念の中には利用行為地、侵害地、物権の所在地、さらには法廷地までも含まれ、… 渉外的に著作権保護のための法適用を議論するにあつて混乱を招くことになる」とする。佐藤、前掲注(7)、三〇頁。

(25) 松岡、前掲注(1)、一三九頁、江口・茶園、前掲注(22)、一八三頁。

(26) ベル又条約第三条「保護を受ける著作者」

(1) 次の者は、次の著作物について、この条約によつて保護される。

(a) いずれかの同盟国の国民である著作者… その著作物(発行されているかどうかを問わない)。

著作権法第六条

著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限

り、この法律による保護を受ける。

一、二 (整)

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

(27) 高杉、前掲注(8)、二八七頁。

(28) 松岡、前掲注(1)、一三九頁。

(29) <http://www.tribunalconstitucional.es/>

AUTOS2004/ATC2004-503.htmlより。Tribunal

Constitucional、二〇〇四年二月二十三日判決、事件番号4719-2003。

(30) 本件契約は、Xに対する権利の譲渡を規定したものであるが、時間的に制限されたものであり、管理会社に権利を管理させることだけを意図したものであり(第五条において、Xの活動の情報及び監督に関して明確に規定されている。同条第一項はその権利の管理に関する情報の毎年の報告を、同条第二項は各会計年度の決算書の毎年の提出を規定している)、Xがダリに対し、作品の保護及び利益をダリ作品の研究・出版のために投資することを約したことは、Xがダリ作品に係る権利を管理するために譲渡したことを意味する。さらに追加契約は、著作権の管理及び利用から獲得する利益、ダリの死亡後スベイン国がダリ作品に係る権利の権利者となるべきスベイン国への配慮並びに美術館のイメージに関連するカタログ又は書類の編集及び出版の権利について規定したものである。

(31) Artículo 1709: Por el contrato de mandato se obliga una persona a prestar algún servicio o hacer alguna cosa, por cuenta o encargo de otra.

(32) 売買契約の成立に必要な民法一四二五条所定の価格が本件契約には規定されておらず、贈与の成立に必要な無償の意思も推測し得ないから、売買・贈与いずれも成立しない。また、Xは世界中のダリの権利を代理し保護するという好意的な業務の申込みに基づいて設立されたものであり、この申込みは委任の特徴がある。本件契約第二条において、譲渡の方法により、Xがダリの地位を代行し、ダリの名前でダリのためにダリ作品の管理に関連して要求される行為のすべてを行うことを説明的に規定されていることから、行為の性質上、本件契約が委任契約であると推測される。

(33) Artículo 1732: El mandato se acaba:

- 1º Por su revocación.
- 2º Por renuncia o incapacitación del mandatario.
- 3º Por muerte, declaración de prodigalidad o por concurso o insolvencia del mandante o del mandatario.

El mandato se extinguirá, también, por la incapacitación sobrevinida del mandante a no ser que en el mismo se hubiera dispuesto su continuación o el mandato se hubiera dado para el caso de incapacitación del mandante apreciada conforme a lo dispuesto por este. En estos

casos, el mandato podrá terminar por resolución judicial dictada al constituirse el organismo tutelar o posteriormente a instancia del tutor.

(34) 酒井一「外国裁判所の確定判決の効力」小室直人・賀集唱・松本博之・加藤新太郎(編)『別冊法学セミナー 基本法コンメンタール新民事訴訟法』総則 [第二版]、(日本評論社、二〇〇三) 二五五頁。

(35) Article 22. 1°. En el orden civil, Article 10. 2 de la Constitución Española de 31 de octubre de 1978, Articles 323, 769, 770-778 de la Ley de Enjuiciamiento Civil de 7 de enero de 2000. また L. Garb & J. Lew, *Enforcement Foreign Judgments*, vol.1, Kluwer, 1994, Spain-p.4. ※参照